

広島県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十三年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市佐伯線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
廿日市市宮内字深山七三三番一地从先から 廿日市市宮内字深山七三三番一地从先まで			一九・〇〇 五二・五〇	九〇・〇〇	幅員減少 不用物件延長 九〇・〇〇 メートル